

技能検定の職種等の見直しに関する 専門調査員会報告書（抄）

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会

2009年1月

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会名簿

氏名	職名
天野 富男	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院教授
(座長) 北浦 正行	社会経済生産性本部事務局次長
柴田 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
橋本 光男	職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授
松井 泰則	立教大学経営学部教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科准教授
八木澤 徹	日刊工業新聞社編集委員兼論説委員
和田 充夫	関西学院大学商学部教授

※五十音順・敬称略

目 次

1	はじめに	P. 1
2	最近の職種の新設・統廃合の状況	P. 1
3	技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会の設置	P. 2
4	技能検定の職種等の見直しに向けたアンケート調査の結果	P. 3
5	検定職種の統廃合等について	P. 4
6	指定試験機関の営利団体への開放について	P. 6
7	今後の発展に向けて	P. 7

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書

1 はじめに

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、① 企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、② 検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③ 多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④ 技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

こうした中、昨年12月に、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行ったのでここに報告する。

2 最近の職種の 신설・統廃合の状況

(1) 「行政改革の基本方針」及び「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」

技能検定の職種見直しについて、平成17年12月24日に「行政改革の基本方針」において「技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」との指摘を受け、また、同年12月21日に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において「各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図るべきである。また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行うべきである。」との指摘を受けた。

(2) 技能検定職種等のあり方に関する検討会の設置

これらの指摘を踏まえ、平成18年5月に「技能検定職種等のあり方に関する

検討会」を開催、同年9月に報告がとりまとめられた。

この報告のなかで、検定職種の統廃合について、

- ① 検定職種の統廃合に当たっては、技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない検定職種を検討の対象とすることとし、まずは統廃合の可能性を検討することが適当である。
- ② 基本的に次のような場合には、廃止の方向で検討することが適当である。
 - ・ 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
 - ・ 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。等の基本的考え方が示された。

(3) 職種の 신설・統廃合の状況

検定職種の統廃合については、この基本的考え方にに基づき、検定職種の統廃合に係る調査を実施し、「職業能力開発専門調査員」の意見を聴取し、実施してきたところである。

平成18年9月以降の検定職種の 신설及び統廃合は以下のとおりである。

- ① 新設職種（指定試験機関が実施するもの）
 - ウェブデザイン（平成19年4月4日）
 - 知的財産管理（平成19年10月31日）
 - キャリア・コンサルティング（平成20年2月29日）
- ② 統廃合職種
 - 家庭用電気治療器調整（平成19年10月31日に廃止）
 - 浴槽設備施工（平成19年10月31日に廃止）
 - 工業彫刻（平成20年2月29日機械加工職種に統合）
 - ほうろう加工（平成20年2月29日に廃止）

3 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会の設置

こうした中で、平成19年12月25日に「規制改革推進のための第2次答申」が出され、検定職種の統廃合等について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

を行うとともに、指定試験機関の営利団体への開放について、安定性・継続性、中

立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき、との指摘がなされた。

こうした指摘を受けて、平成20年5月に、「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、主に統廃合等の基準について議論を行ったところ、統廃合等を検討するにあたっては定量的基準だけでなく、社会的便益についても明らかにするべきとの問題提起があった。この問題提起を受けて、同年8月には業界団体及び技能検定受検者を対象として、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明らかにすることを目的にアンケート調査を実施した。このアンケート結果及び「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告も踏まえ、検定職種等の見直しの体制、作業計画、基準等について検討を行った。

4 技能検定の職種等の見直しに向けたアンケート調査の結果

技能検定職種の統廃合対象職種を選定するにあたっては受検者数も重要であるが、それ以外にも社会的便益を考慮する必要があるとの指摘があったことから、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明らかにすることを目的に、業界団体及び技能検定受検者を対象としてアンケート調査を実施した。その結果の概要は次のとおりである。

(1) 業界団体調査結果の概要

実技試験への協力については86%の団体が行っており、その内容は、検定委員の派遣(90%)、試験準備・片付け(60%)、補助員の派遣(59%)、試験のための材料の貸与又は便宜供与(57%)、試験のための会場・設備の貸与又は便宜供与(56%)等となっていた。

団体の関係職種が技能検定として存在するメリットについては、① 技能者の技能水準を客観評価できる、② 国家検定合格で自信と誇りにつながる、③ 職業の知名度が上がり、団体のまとまりがよくなる、④ 知識と技能の両方が身に付く、⑤ 技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。

従業員が技能検定を受検又は合格した場合の企業のメリットについては、「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で(86%)、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承ができる」も6割以上が該当ありとしている。

(2) 技能検定受検者調査結果の概要

回答者の内訳をみると、男女別では男性が95%を占め、平均年齢は31.4歳、職業別では会社員が77%・学生10%・自営業8%となっていた。等級別では1級と2級で全体の9割近くを占めていた。

受検動機については、職業別でみると、会社員は「勤務先の勧め」の割合が高く、等級別では3級において「自分の意思」の割合が高かった。これは、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合をみると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。

(3) 社会的便益について

以上のような業界団体及び受検者にとってのメリットを踏まえ、技能検定の有する社会的便益を抽出すると、次のように整理できた。

ア 業界にとっての便益（括弧内はアンケート調査において指摘があった職種）

- ① 技能伝承の観点から必要（左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など）
- ② 必須部品の品質維持に必要（金属熱処理、内燃機関組立て）
- ③ 統一的な技能の評価に役立つ（陶磁器製造）

イ 受検者にとっての便益

- ① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等（建設系職種）
- ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ（全般）
- ③ キャリア形成に役立つ（建築板金、左官、家具製作、熱絶縁施工）

ウ 雇用主にとっての便益

- ① 企業の社員教育として役立っている（全般）
- ② 従業員への目標設定となっている（全般）
- ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある（造園、配管）

エ 消費者・国民にとっての便益

- ① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保（機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工など）
- ② 伝統産業の振興に役立つ（かわらぶき、陶磁器製造、染色、水産練り製品製造、寝具製作）
- ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持（金属溶解、金属材料試験、婦人子供服製造）

5 検定職種の統廃合等について

以上のアンケート調査の結果や「規制改革推進のための第2次答申」を踏まえ、本専門調査員会では、今後の統廃合等の進め方について検討を行った。以下では、「規制改革推進のための第2次答申」で指摘された4つの項目（統廃合等の検討体制の整備、作業計画の策定、統廃合の定量的な基準、検討過程の客観性・透明性の

確保) について本専門調査員会の考えを記述する。

(1) 検討体制

検定職種の統廃合等に当たっては、例えば、本専門調査員会のメンバーのような技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会(以下「検討会」という。)において毎年度検討することが適当である。

(2) 作業計画

検討会において、前年度までの実績に基づき、毎年9月末までに、まず、受検者数を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、次に、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合等の可否について検討することが適当である。なお、第2次判断に際し、当該職種の社会的便益を検討するに当たっては、統廃合等の対象となる職種やその関連職種の関係業界団体に対するヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを実施することが必要である。

統廃合等の検討を行う期間等については、検討対象職種選定(第1次判断)後速やかに、存続の是非について結論を得ることとし、第2次判断後、存続と結論されなかった職種に対しては、統合、廃止又は指定試験機関への移行の選択肢について関係業界団体と協議し、1年以内を目途に実施することが適当である(別紙1参照)。

(3) 統廃合等の判断基準

① 検討対象職種の選定(第1次判断)

統廃合等の検討対象となる人数(第1次判断)の基準については、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下(直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。)とすることが適当である。ただし、第2次判断にかかる時間などを勘案すると、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当であり、初年度においては、30人以下、次年度においては50人以下、次々年度においては100人以下を対象とすることが考えられる。

なお、第1次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検討対象から外すことが適当である。

② 社会的便益の評価(第2次判断)

第1次判断の基準となる人数を下回る職種については、上記のとおり、一律に統廃合等するのではなく、社会的便益を勘案してその存続の適否を判断すること(第2次判断)が必要である。

社会的便益については、アンケート結果を見ると、前述のとおり、業界にとっ

ての便益、受検者にとっての便益、雇用主にとっての便益、消費者にとっての便益の4つに分類される(別紙2参照)。これら社会的便益を一般指標化するとともに、職種の属性によって社会的便益が異なることから、対象職種をグループ分けし、第2次判断の基準を明確にすることが適当である(別紙3参照)。

(4) 検討過程の客観性・透明性の確保

検定職種の統廃合等の検討過程の客観性、透明性を確保するためには、(1)に示したような検討体制を整備するほか、検討に用いる基礎的な情報を公開することが必要である。第1次判断には職種ごとの受検者数を用いることとしており、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当である。

また、検討の結果存続することが適当と判断された職種を含め、技能検定制度が労働者の技能習得意欲の増進、雇用の安定、円滑な再就職、技能労働者の社会的な評価の向上といった所期の目的を達成しているかを検証するため、企業・労働者等に及ぼす効果についての業界団体及び受検者を対象としたアンケート調査結果を公表することが適当である。さらに、合格後一定期間経過した労働者やその所属企業等を対象にアンケート調査を行い、その結果を公表することについても検討する必要がある。

なお、規制改革会議からは、検定職種ごとの収支構造を明らかにするよう指摘を受けた。職種ごとの収入や支出については、技能検定の事務に当たる中央及び都道府県職業能力開発協会に対する補助金や協会における人件費、管理費などの共通経費を按分する基準が不明確なことや、アンケート調査で明らかになったとおり、人的支援、場所の提供、道具の修理・保管など職種ごとに業界団体から金銭に換算できないものも含め多様な援助があることから、客観的に正確なデータを示すことは困難である。ただし、職種ごとの受検料収入については、客観的なデータを示すことが可能であり、これについては公表することが適当である。

6 指定試験機関の営利団体への開放について

現在、指定試験機関は非営利の団体に限定されている。「規制改革推進のための第2次答申」では「安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき」との指摘があったことから、本専門調査員会において、この点についても検討を行った。

その結果、指定試験機関を営利団体に開放することについては、そもそも技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、次のような問題点があることを踏まえると、不適當であると考えられる。

- ・ 「指定」という行政行為において、試験指定機関の安定性・継続性を担保でき

ない（「契約」ならば違約金等で担保できる。）。

- ・ 採算がとれなければ指定試験機関から撤退することになるが、不採算のみを理由とした技能検定の廃止が社会的に容認されるとは考えづらい。
- ・ 営利団体が指定試験機関となった場合、当該団体の講習等を受講している受検者が有利となることが生じ得るため、中立性・公平性を担保できない。
- ・ 指定試験機関が営利団体であると、技能検定以外の業務分野において営利目的のために特定の企業との契約など中立性・公平性に反した行為を行うことが十分に想定され、その場合、当該機関の行う技能検定の中立性・公平性までも疑われる可能性が高い。

7 今後の発展に向けて

技能検定は、労働者に専門な知識や技能を付与するだけでなく労働意欲の向上、技能継承、製品の品質の安定化、労働安全に寄与することを目的とするものであり、大変大きな社会的意義を有している。技能検定の今後の発展に向けては、こうした社会的意義についての国民一般の理解を深めることがまず求められる。

また、技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう本報告に基づき毎年度検討会を開催して速やかな職種の統廃合等の推進を図ることが必要である。この場合、業界の自主的努力を促すため、統廃合等の検討対象職種となることが見込まれるものについては、あらかじめその旨を周知して対応を検討しておくことが適当である。一方、引き続き検定を実施する職種については、常に現場で必要とされる最新の作業内容を反映した試験内容となるよう見直しを行うとともに、当該試験内容が技能水準の評価に不可欠なものであることを継続的に周知していくなど、その的確な運用が求められる。

このため、今回のアンケート調査結果など受検者等の社会的ニーズを踏まえ不断の見直しを行うことが必要である。さらに、統廃合等のみでなく、広く社会的ニーズを把握することにより、指定試験機関方式の活用等による新規職種の追加についても、当該職種にかかわる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義を更に高めていくことにも取り組む必要がある。

一方、検討の結果、廃止の結論が得られた職種についても、単に検定試験を行わないという消極的な対応に止まらず、これまでの検定試験問題を公表するなど引き続き今までの実績の有効活用について積極的に検討することが適当である。

人口減少社会を迎え、経済社会の活力の維持・向上を図るためには、職業能力開発を効果的かつ整合的に推進し、技能が尊重され、正當に評価される社会を実現することが必要である。そのためには、以上のことを踏まえて技能検定制度の発展を図るとともに、同制度を中核として職業能力評価に係るインフラが整備されるような取組を進めることが望まれる。

都道府県が実施する検定職種の統廃合等の作業計画

<第一次判断>

一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定

毎年9月末までに選定

<第二次判断>

受検者数以外の社会的便益(社会経済的意義)を検討を勧告し、
統廃合等の可否について検討

- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングを行う。
- ・ パブリックコメントを実施する

第二次判断について
検討

現在の職種のまま引き続き
都道府県が実施

職種の統廃合又は
指定試験機関への移行

現行のまま存続するか
年度内に結論

他の職種と統合して
都道府県が実施

指定試験機関
として実施

廃止

1年以内に決定

政令改正

※ 技能検定試験は、職業能力開発促進法第46条第2項及び第4項に基づき、都道府県及び都道府県職業能力開発協会が実施している。また、一部の職種については、同法第47条第1項に基づき、指定試験機関が実施している。

社会的便益の事例

＜業界にとっての便益＞

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

＜雇用主にとっての便益＞

- ・企業の社員教育として役立つ(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。
- ・技能者の育成、若手技能者の入職促進、定着に大きな効果がある。(造園)
- ・3級検定は、在学生でも受検でき大きな目標となり、若年労働者の確保にもつながる。(配管)

社会的便益

＜消費者・国民にとっての便益＞

- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として利用できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは幾多のインフラを錆から守るという大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(縫製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(寝具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されているため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ロープ加工)。
- ・競合品の輸入増加に対応するためには、品質の向上が効果的(金属溶解)
- ・伝統文化を後生に伝えることができる(寝具製作)

＜受検者にとっての便益＞

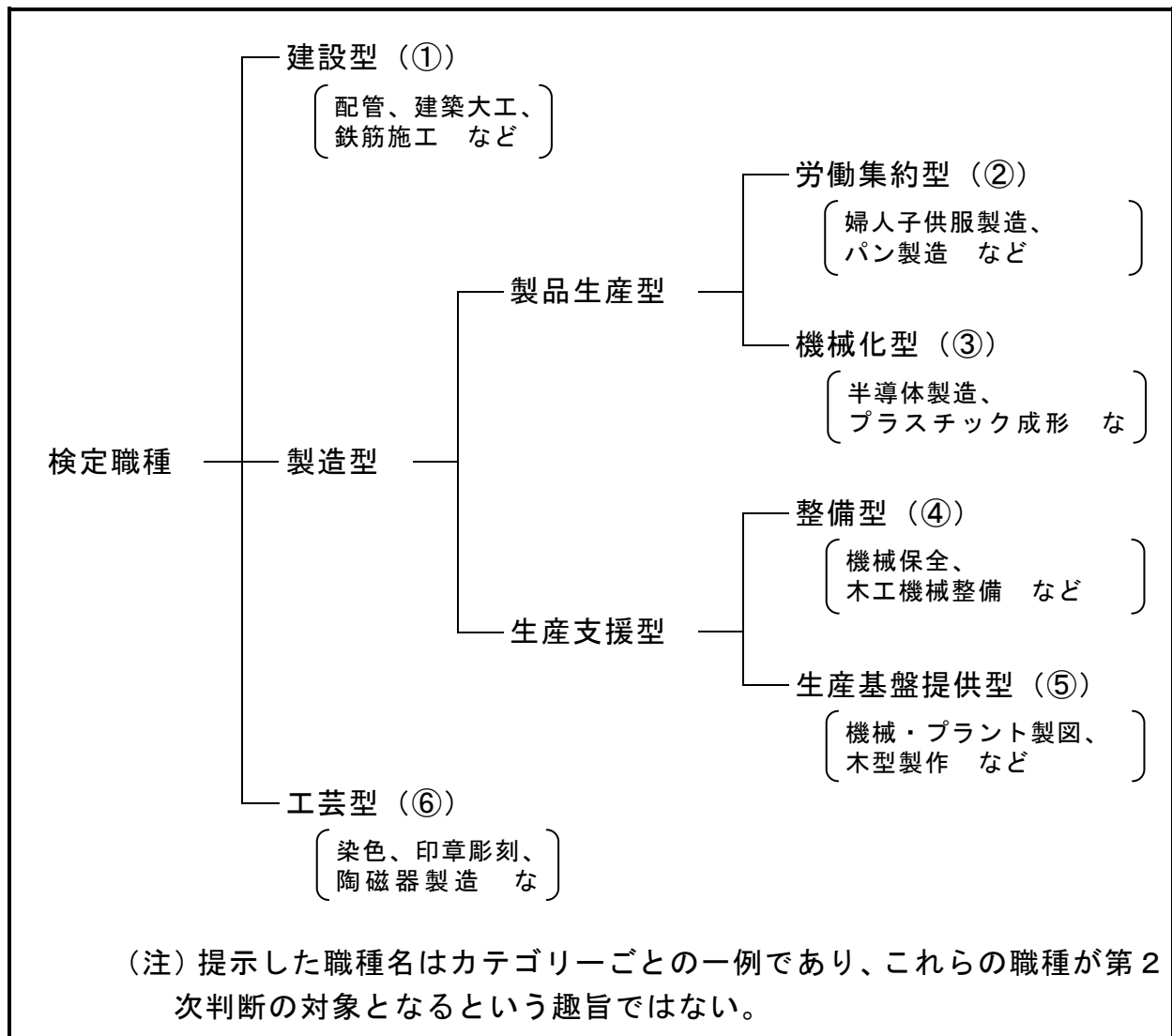
- ・建設工事の入札時において、技能士について経営事項審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。
- ・職業生涯プランとしての具体的な指針となる(建築板金)。

第 2 次判断の基準について

第 2 次判断では、中央及び都道府県職業能力開発協会で行っている技能検定職種（以下単に「技能検定職種」という。）を 6 つのカテゴリーに分けた上でカテゴリーごとの標準的な社会的便益を数値（標準点数）で表し、第 1 次判断をクリアできなかった統廃合等検討対象職種ごとの社会的便益を標準点数と比較することにより、統廃合等を行うべきかを判断する。

1 技能検定職種の Kategorization

技能検定職種を、以下の図のように、①建設型、②製品生産・労働集約型、③製品生産・機械化型、④整備型、⑤生産基盤提供型、⑥工芸型に Kategorization する。



(参考) 平成19年度以前6年間の年間平均受検者数が100人以下の職種

分類	30人以下	31人～50人	51人～100人
①	建築図面製作、れんが積み、 コンクリート積みブロック 施工、スレート施工	ウェルポイント施工	エーエルシーパネル施工 、枠組壁建築
②	ガラス製品製造、金属研磨仕 上げ、製材のこ目立て		ロープ加工
③	ファインセラミックス製品 製造	機械木工	溶射、紙器・段ボール箱 製造、金属溶解
④		木工機械整備	縫製機械整備
⑤		木型製作	
⑥	竹工芸、漆器製造	陶磁器製造、印章彫刻	

2 カテゴリーごとの社会的便益の点数化と統廃合等の判断

(1) ①から⑤のそれぞれのカテゴリーごとに、

- ・ 技能継承に必要
- ・ 必須部品の品質維持に必要
- ・ 統一的な技能評価
- ・ 技能士常駐制度等の必要
- ・ 技能者としての自信
- ・ キャリア形成に役立つ
- ・ 社員教育
- ・ 能力開発の目標
- ・ 若手技能者の確保・定着に効果
- ・ 消費者・国民の安心・信頼
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 国際競争力・国の技術レベルの維持

の12項目について、検討会（報告書（案）の5（1）を参照。）において採点を行い、それぞれのカテゴリーごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出しておく。

(2) 存続、廃止、統合及び指定試験機関への移行の判断は、以下の手順で行う。

- ① 第一次判断をクリアできなかった職種について、対象業界団体からのヒアリング及びパブリック・コメントをもとに、12項目の社会的便益を採点する。
- ② カテゴリーに応じて、(1)の標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行することとする。
- ③ 次年度の受検者数が100人を超え、2年連続で100人を超える場合には統廃合等の手続きを中止する。